平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県志布志市志布志町志布志313番地
債務者　今西　洋一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字寄井245番地
債務者　小関　一彦
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２９２号
秋田市土崎港相染町字中谷地82番地15、住民票上の住所秋田市土崎港東２丁目17番52号
債務者　伊藤　裕樹
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３号
秋田市広面字小沼古川端21番地１　105
債務者　工藤　　薫（旧姓越後）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６２号
秋田市東通観音前６番６号　ベルシオン107―106号
債務者　大間　仁太
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２号
秋田市八橋大畑２丁目10番７号　コーポ安藤206
債務者　金田　孝志
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６号
茨城県行方市若海560番地１
債務者　冨田　智美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９１号
茨城県神栖市日川1890番地２　フォーレストA101
債務者　坂本　明彦
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第９５号
茨城県潮来市永山854番地
債務者　姥貝　文子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１００号
茨城県神栖市神栖２丁目14番４号　岡野アパート11号
債務者　村上　　忠
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０１号
茨城県鹿嶋市宮中132番地２　ト伝住宅８
債務者　石津　良雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４９号
山梨県都留市四日市場552番地　志村ホームＡ棟
債務者　三浦　　始
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
長野市三輪９丁目47番５―105号　宇木団地
債務者　丸山　幸代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
長野県上田市富士山1582番地１
債務者　春原実千代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１００号
長野県千曲市大字小船山238番地５、前住所長野市若穂綿内8652番地５
債務者　山口　勝則
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１３２号
長野県東御市和2650番地６、前住所長野県小諸市大字滋野甲1039番地12
債務者　荻原　照夫
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８６号
長野県茅野市泉野6503番地１
債務者　伊藤　春奈
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４１号
高知県室戸市室戸岬町515番地４
債務者　多田美智子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係